

みつわ台マンション緑化協定

第 1 条（目 的）

この協定は、私達の敷地を緑化することにより、敷地の美観風致を向上し、緑豊かな安らぎのある場所となし、やがてみつわ台地区が緑に包まれ鳥の舞う街となり、住環境を快適なものとするを目的とする。

第 2 条（名 称）

この協定は、みつわ台マンション緑化協定（以下「協定」という。）という。

第 3 条（協定の締結）

この協定は、都市緑地保全法（昭和 48 年法律第 72 号以下「法律」という。）第 14 条の規定に基づいて締結するものとする。

第 4 条（協定区域）

協定の対象となる区域は、別紙図面に表示する千葉市みつわ台 5 丁目 13 番 6 ほか、みつわ台マンションの敷地内全域とする。

第 5 条（協定の効力）

この協定は第 1 条の目的を達成するため、法律に基づいて認可の公告があった日から効力が生ずるものとする。また、このとき以後において新たに土地所有者等になった者に対しても、その効力が及ぶものである。

第 6 条（緑化に関する事項）

- (1) 第 1 条の目的を達成するため土地所有者等は、その所有し又は地上権若しくは、賃借権を有する土地（以下「所有地

等」という。)の緑化につとめるものとする。

- (2) 植える木は、敷地内の緑を豊かにするばかりでなく、近隣の環境保全に役立つことが必要である為、それに適する樹木を次のものから選び、植栽することとする。

1) 花または葉を楽しむ木

ウメ、サクラ、ツバキ、サザンカ、サルスベリ、モクレン、コブシ、モミジ、サンゴジュ、モクセイ、ツツジ、サツキ、ジンチョウゲ、アジサイ、クチナシ、バラ、ヤマブキ、アベリア等。

2) 実のなる木

カキ、モモ、スモモ、イチジク、ナツメ、ビワ、ブドウ、アズキ、ザクロ、リンゴ、ナシ、クリ等。

3) 鳥が寄って来る木

モッコク、ウメモドキ、ナンテン、ビラカンサス、ヒサカキ、クロガネモチ、マサキ、ヤツデ、アオキ、カクレミノ、ツゲ、グミ等。

4) 景観を良くする木

マツ、シイ、カシ、モチノキ、タイサンボク、スギ、ヒバ、ケヤキ、イチヨウ、ニセアカシア、カイズカイブキ、マテバシイ、ウバメガシ等。

第 7 条 (植栽樹木の保護及び管理)

- (1) 協定者は、緑の環境の恵みを充分享受できるよう、植栽した樹木を良好に保護するよう努めなければならない。
- (2) 植栽した樹木の病虫駆除、施肥、剪定等の樹木の保護及び育成にかかる管理は、管理組合に委任するものとする。

- (3) 植栽した樹木が増改築その他工作物の設置等の支障となる場合は、原則として移植するものとし、枯損した場合には補植する。

第 8 条（協定の有効期間）

協定の有効期間は、効力が生じた日から10年間とし、期間満了前に協定者の過半数が廃止についての申し出をしなかった場合は、さらに10年間延長するものとする。

第 9 条（協定の変更及び廃止）

1. 協定事項を変更しようとする場合は、土地所有者等全員の合意により、法による認可を受けるものとする。
2. 協定を廃止しようとする場合は、土地所有者等過半数の合意により、法の認可を受けるものとする。

第 10 条（所有地等の譲渡等）

この協定は、新たに土地所有者等となった者に対しても効力が及ぶことから、土地所有者等は、所有地等を譲り渡した場合、新たに土地所有者等となった者に対し、この協定内容を明らかにするものとする。

第 11 条（協定に違反したとき）

故意または重大な過失により植栽した樹木等を伐採し、もしくは損傷する等により、この協定に違反したときは、違反者に対して取り決めた事項の実施を求め、もしくは原状に回復することを求める事ができる。違反者がこの求めに応じないときは、管理組合が違反者にかわってこれを行ない要した費用は、違反者の負担とする。

第 1 2 条（協定書の保管）

この協定書は当住宅所有者の代表が所有し、各協定者はその
写しを保有するものとする。

以 上